

○道路占用料等条例

平成八年十月十四日

宮城県条例第三十号

道路占用料等条例をここに公布する。

道路占用料等条例

道路占用料条例（昭和四十五年宮城県条例第十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条第二項及び第七十三条第二項（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第二十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、道路の占用料及びその延滞金並びに道路法又は同法によってした処分により納入すべき負担金に係る延滞金並びに電線共同溝整備法の規定による負担金に係る延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（占用料の額）

第二条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、道路法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は同法第三十五条の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次条第一項及び第二項並びに別表の備考第九号及び第十号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあっては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあっては、百円）の合計額とする。

2 知事は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十一条の九第一項に規定する応

急仮設住宅

- 二 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業に係るもの
- 三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 四 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- 五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場
- 六 前各号に掲げるもののほか、前項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不当であると認められる占用物件で、知事が定めるもの

（平一五条例四一・平一五条例六五・平一五条例七一・平一九条例四二・平一九条例七九・平二一条例三五・平二三条例七四・平二三条例一三三・平二五条例九一・平二九条例二九・令三条例四六・一部改正）

（占用料の徴収方法）

- 第三条 占用料は、道路法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は同法第三十五条の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は当該占用の協議が成立した日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日）。次項において「許可日等」という。）から一月以内に、知事の発行する納入通知書により一括して徴収するものとする。
- 2 占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、前項の規定にかかわらず、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。ただし、当該占用の期間に係る占用料の額が千円以下である場合は、許可日等から一月以内に、これを一括して徴収できるものとする。
 - 3 既に納入した占用料は、返還しない。ただし、道路法第七十一条第二項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合又は占用者の責めに帰すべき事由によらないで占用できなくなった場合において、返還の請求があつたときは、返還できるものとする。
 - 4 前項ただし書の規定により返還する金額は、既に納入した占用料の額から、当該占用の

許可の日から当該許可の取消しの日まで又は占用できなくなった日の前日までの期間に係る占用料の額を控除した金額とする。

(平二九条例二九・一部改正)

(延滞金の徴収及びその額)

第四条 延滞金は、督促に係る道路法若しくは同法によってした処分により納入すべき負担金、電線共同溝整備法の規定による負担金又は占用料(以下これらを「負担金等」という。)の額が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納入すべき期限の翌日から負担金等の納入の日までの日数に応じ負担金等の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金等の額の一部につき納入があったときは、その納入の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納入のあった負担金等の額を控除した額とする。

2 前項の延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。

(端数処理)

第五条 第二条の規定による占用料及び前条第一項の規定による延滞金の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(罰則)

第六条 偽りその他不正の手段により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の道路占用料等条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

3 施行日前に納入すべき期限が到来する改正前の道路占用料条例(以下「旧条例」という。)第二条に規定する占用料に係る延滞金については、なお従前の例による。

別表(第二条関係)

(平一五条例四一・平一七条例八一・平一九条例四二・平二一条例三五・平二三条

例四〇・平二三条例一三三・平二五条例三三・平二六条例一四・平二六条例七〇・
平二八条例四九・平二九条例二九・令元条例三二・令二条例三七・令三条例四六・
令四条例二七・令五条例二八・一部改正)

占用物件		占用料				
		単位	所在地			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
道路法 第三十 二条第 一項第 一号に 掲げる 工作物	第一種電柱	一本につ き一年	八〇〇	五七〇	四八〇	四三〇
	第二種電柱		一、二〇 〇	八七〇	七三〇	六七〇
	第三種電柱		一、七〇 〇	一、二〇 〇	九九〇	九〇〇
	第一種電話柱		七一〇	五一〇	四三〇	三九〇
	第二種電話柱		一、一〇 〇	八一〇	六八〇	六二〇
	第三種電話柱		一、六〇 〇	一、一〇 〇	九四〇	八五〇
	その他の柱類		七一	五一	四三	三九
	共架電線その他上空に設ける線 類	長さ一メ ートルに	七	五	四	四
	地下に設ける電線その他の線類	つき一年	四	三	三	二
	路上に設ける変圧器	一個につ き一年	七〇〇	四九〇	四二〇	三八〇
	地下に設ける変圧器	占用面積 一平方メ ートルに つき一年	四三〇	三〇〇	二六〇	二三〇
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	一個につ き一年	一、四〇 〇	一、〇〇 〇	八五〇	七八〇
	郵便差出箱及び信書便差出箱		六〇〇	四二〇	三六〇	三三〇
	広告塔	表示面積	四、八〇	一、八〇	八七〇	五九〇

				一平方メ ートルに つき一年	○	○		
	その他のもの			占用面積 一平方メ ートルに つき一年	一、四〇 ○	一、〇〇 ○	八五〇	七八〇
道路法 第三十 二条第 一項第 二号に 掲げる 物件	外径が〇・〇七メートル未満のもの			長さ一メ ートルに つき一年	三〇	二一	一八	一六
	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの				四三	三〇	二六	二三
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの				六四	四五	三八	三五
	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの				八六	六一	五一	四七
	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの				一三〇	九一	七七	七〇
	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの				一七〇	一二〇	一〇〇	九三
	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの				三〇〇	二一〇	一八〇	一六〇
	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの				四三〇	三〇〇	二六〇	二三〇
	外径が一メートル以上のもの				八六〇	六一〇	五一〇	四七〇
道路法 第三十 二条第 一項第 三号に 掲げる 施設	自動運行 補助施設	道路法第二 条第二項第 五号に規定 する自動運 行装置によ る検知の対 象として設	地下に設け るもの その他のもの	長さ一メ ートルに つき一年	四	三	三	二
					一四	一〇	九	八

		置する導線 その他の線 類						
		道路の構造又は交通の 状況を表示する標示柱 その他の柱類		一本につ き一年	一、一〇 〇	八一〇	六八〇	六二〇
		その他のもの	上空に設け るもの	占用面積 一平方メ	七一〇	五一〇	四三〇	三九〇
			地下に設け るもの	一トルに つき一年	四三〇	三〇〇	二六〇	二三〇
	その他のもの			一、四〇 〇	一、〇〇 〇	八五〇	七八〇	
道路法第三十二条第一項第四号に掲げる 施設			同	一、四〇 〇	一、〇〇 〇	八五〇	七八〇	
道路法 第三十 二条第 一項第 五号に 掲げる 施設	地下街及 び地下室	階数が一のもの	同	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額				
		階数が二のもの		Aに〇・〇〇六を乗じて得た額				
		階数が三以上のもの		Aに〇・〇〇七を乗じて得た額				
	上空に設ける通路			二、四〇 〇	九〇〇	四三〇	二九〇	
	地下に設ける通路			一、五〇 〇	五四〇	二六〇	一八〇	
	その他のもの			一、四〇 〇	一、〇〇 〇	八五〇	七八〇	
道路法 第三十 二条第 一項第 六号に 掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの		占用面積 一平方メ ートルに つき一日	四八	一八	九	六	
	その他のもの		占用面積 一平方メ ートルに	四八〇	一八〇	八七	五九	

			つき一月				
道路法 施行令 第七条 第一号 に掲げ る物件	看板（ア ーチであ るものを 除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 一平方メ ートルに つき一月	四八〇	一八〇	八七	五九
		その他のもの	表示面積 一平方メ ートルに つき一年	四、八〇 〇	一、八〇 〇	八七〇	五九〇
	標識		一本につ き一年	一、一〇 〇	八一〇	六八〇	六二〇
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	一本につ き一日	四八	一八	九	六
		その他のもの	一本につ き一月	四八〇	一八〇	八七	五九
	幕（道路 法施行令 第七条第 四号に掲 げる工事 用施設で あるもの を除く。）	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	その面積 一平方メ ートルに つき一日	四八	一八	九	六
		その他のもの	その面積 一平方メ ートルに つき一月	四八〇	一八〇	八七	五九
	アーチ	車道を横断するもの	一基につ き一月	四、八〇 〇	一、八〇 〇	八七〇	五九〇
		その他のもの		二、四〇 〇	九〇〇	四三〇	二九〇
	道路法施行令第七条第二号に掲げる工作 物		占用面積 一平方メ ートルに	一、四〇 〇	一、〇〇 〇	八五〇	七八〇

		つき一年				
道路法施行令第七条第三号に掲げる施設	同	Aに〇・〇三一を乗じて得た額				
道路法施行令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	占有面積 一平方メートルにつき一月	四八〇	一八〇	八七	五九	
道路法施行令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	同	一四〇	一〇〇	八五	七八	
道路法施行令 第七条 第八号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積 一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇一七を乗じて得た額			
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		Aに〇・〇〇四を乗じて得た額			
	階数が一のもの		Aに〇・〇〇六を乗じて得た額			
	階数が二のもの		Aに〇・〇〇七を乗じて得た額			
	階数が三以上のもの					
	その他のもの		Aに〇・〇二五を乗じて得た額			
道路法施行令 第七条 第九号 に掲げる施設	建築物	同	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二二を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額
道路法施行令 第七条	建築物	同	Aに〇・〇二二を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額

第十号に掲げる施設及び自動車駐車場			じて得た額	じて得た額	じて得た額	じて得た額
道路法施行令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	同	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二二を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二二を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに〇・〇三一を乗じて得た額			
道路法施行令第七条第十二号に掲げる器具		同	Aに〇・〇二五を乗じて得た額			
道路法施行令第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	同	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二二を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二二を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに〇・〇三一を乗じて得た額			
道路法施行令第七条第十四号に掲げる施設		同	Aに〇・〇三一を乗じて得た額			

備考

- 一 金額の単位は、円とする。
- 二 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。ただし、各年度の初日後に行われた市町村の合併による所在地の区分の変更については、当該市町村の合併の日の属する年度の翌年度の初日に所在地の区分

の変更があったものとみなす。

イ 第一級地 塩竈市及び多賀城市の区域をいう。

ロ 第二級地 名取市、岩沼市、富谷市、柴田郡大河原町、同郡柴田町、宮城郡七ヶ浜町及び同郡利府町の区域をいう。

ハ 第三級地 石巻市、気仙沼市、角田市、東松島市、大崎市、亶理郡亶理町、宮城郡松島町、黒川郡大和町、同郡大衡村及び遠田郡美里町の区域をいう。

ニ 第四級地 市町村の区域で第一級地、第二級地及び第三級地以外のものをいう。

三 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

四 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

七 Aは、近傍類似の土地（道路法施行令第七条第八号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

八 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。

九 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数がある

ときは一月として計算するものとする。

十 占用の期間が一月未満であるときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる額を占用料の欄に掲げる単位当たりの額（以下「単価」という。）として計算するものとする。

イ 単価が一年当たりの定額で定められている場合 単価を十二で除して得た額に一・一を乗じて得た額に次に掲げる端数の処理を行って算定した額（以下「算定額」という。）に十二を乗じて得た額（算定額が単価を十二で除して得た額に満たない場合は、当該単価）

- (1) 当該額が十円未満の場合において、当該額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる処理
- (2) 当該額が十円以上百円未満の場合において、当該額に五円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額に五円以上十円未満の端数があるときはその端数金額を五円とする処理
- (3) 当該額が百円以上の場合において、当該額に五十円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額に五十円以上百円未満の端数があるときはその端数金額を五十円とする処理

ロ 単価がAに率を乗じて得た額と定められている場合 Aに当該率に一・一を乗じて得た率を乗じて得た額

ハ 単価が一日又は一月当たりの定額で定められている場合 単価に一・一を乗じて得た額に次に掲げる端数の処理を行って算定した額（その額が単価に満たない場合は、当該単価）

- (1) 当該額が百円未満の場合において、当該額に五円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額に五円以上十円未満の端数があるときはその端数金額を五円とする処理
- (2) 当該額が百円以上千円未満の場合において、当該額に五十円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額に五十円以上百円未満の端数があるときはその端数金額を五十円とする処理
- (3) 当該額が千円以上の場合において、当該額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる処理

附 則（平成一五年条例第四一号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年条例第六五号）

この条例は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年条例第七一号）

この条例は、公布の日から施行し、平成十五年十月一日から適用する。

附 則（平成一七年条例第八一号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年条例第四二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年条例第七九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年条例第三五号）

（施行期日）

- 1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 第二条の規定による改正後の道路占用料等条例の規定は、同条の規定の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年条例第四〇号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の道路占用料等条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年条例第七四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年条例第一三三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の道路占用料等条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料

について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年条例第三三号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年条例第九一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年条例第一四号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に許可若しくは承認を受け、又は協議が成立した使用、行為、利用又は占用に係る使用料、占用料又は土地占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年条例第七〇号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の道路占用料等条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年条例第一五号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年条例第四九号）

この条例は、黒川郡富谷町を富谷市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

（効力を生ずる日＝平成二八年一〇月一〇日）

附 則（平成二九年条例第二九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の道路占用料等条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、新条例第二条第一項に規定する占用の期間の始期が施行日前

であり、かつ、その終期が施行日以後である占用に係る占用料のうち当該占用の期間に係る占用料の額が千円以下であるものの平成二十九年年度分の占用料については、平成二十九年五月三十一日までに徴収するものとする。この場合において、当該占用の期間が平成三十年度以後にわたるときは、平成二十九年年度以後の年度分の占用料を一括して徴収することができる。

附 則（令和元年条例第三二号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に許可若しくは確認を受け、又は協議が成立した使用、管理、行為、利用又は占用に係る使用料、占用料又は土地占用料については、なお従前の例による。

附 則（令和二年条例第三七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の道路占用料等条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の道路占用料等条例第三条第二項ただし書の規定により既に徴収された占用料のうち、令和二年度以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（令和三年条例第四六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年条例第二七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年条例第二八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の道路占用料等条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）

以後の占用に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の道路占用料等条例第三条第二項ただし書の規定により既に徴収された占用料のうち、令和五年度以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。